

果樹産地構造改革計画



令和 3 年 2 月

群馬県邑楽郡明和町

明和町ナシ産地構造改革協議会

目 次

	ページ
1 目標年次	1
2 産地の合意体制	
(1) 構成（ナシ協議会の体制図）	2
(2) 産地の概要・範囲	3
(3) 対象農家	3
(4) これまでの活動経過	3
3 めざすべき産地の姿	
(1) 産地の理念	4
(2) 人材・園地戦略に関する事項	4
ア 担い手の考え方	
イ 担い手数の目標	
ウ 担い手の育成・確保に向けた取組	
エ 担い手への園地集積・集約化、円滑な経営継承に向けた取組	
オ 雇用労働力の確保に向けた取組	
(3) 流通・販売戦略に関する事項	5
ア 消費者・実需者のニーズに応じた果実の供給	
イ 多様な販売ルートの確保や新たな市場の開拓に向けた取組	
ウ 流通の合理化、新たな流通体制の構築に向けた取組	
(4) 生産戦略に関する事項	6
ア 生産を振興する品種（現状の品種構成と目指すべき品種）	
イ 品種別の生産目標	
ウ 労働生産性の向上に向けた取組	
エ 生産資材の安定確保に向けた取組	
オ 今後導入ならびに普及推進すべき新技術	
(5) 輸出戦略に関する事項	11
ア 輸出に関する基本的な考え方	
イ 輸出促進に向けた取組	
(6) 自然災害等のリスクへの対応に関する事項	11
ア 産地において特に対応すべきリスクとその対応方針	
イ 所得安定に関する対策（セーフティネットへの加入促進に関する方針）	
4 参考資料	
(1) 町単事業	13
(2) 先進地視察実績	
付録 明和町ナシ産地構造改革協議会規約	14

消費者から支持されるナシ産地をめざして

本計画は、令和２年度を初年度とし、令和７年度を目標年度とする。

県内で最も高齢化の進んだ果樹産地の一つである明和町のナシ産地では、平成17年度から産地の維持活性化を図り新規参入者の確保、新技術の導入、6次産業化等を行ってきた。

これまでに新規参入者３人が就農し、さらに農家子弟による後継者１人が就農した。この約15年間、明和町ナシ産地構造改革協議会（以下：ナシ協議会）

は、産地内での後継者が極めて少ないために、新規参入者を育成して産地の担い手となるよう活動してきた。

少しずつ若手担い手が育ち、平成31年３月には若手を中心とした農事組合法人^{なしんちゅう}梨人（以下：（農）梨人）が設立した。当法人は現段階では、法人所有の直売所において共同販売を行う組織であるが、近い将来、生産から販売まで一貫して手がける法人組織になる予定である。

新技術の導入では、ナシ協議会として「樹体ジョイント仕立て」のモデル園を設置し普及を図ったところ、現在４名が取り組んでいる。

加工品では、梨ワイン、清涼飲料水「梨の雫」、梨のど飴等の商品を開発し、産地PRを行っている。

栽培・販売面における当産地の特徴は、消費者の立場に立ち、安全安心なナシ作りをめざしていることである。平成13年から交信かく乱剤を導入して殺虫剤の使用回数低減に取り組むとともに、堆肥や有機質肥料を多く施用し化学肥料の低減に努めている。また、直売所による対面販売が中心であるため、お客様の「美味しい」、「また来るよ」の一言を頂くために鮮度、味、価格、品種構成等にこだわってきた。

大産地ではないが、「明和町に行けば安全で美味しいナシがある」と消費者から末永く支持されるような産地をめざしていきたい。

令和３年２月 明和町ナシ産地構造改革協議会

1 目標年次

令和２年度～令和７年度

目標年次：令和８年２月（中間目標：令和６年２月）

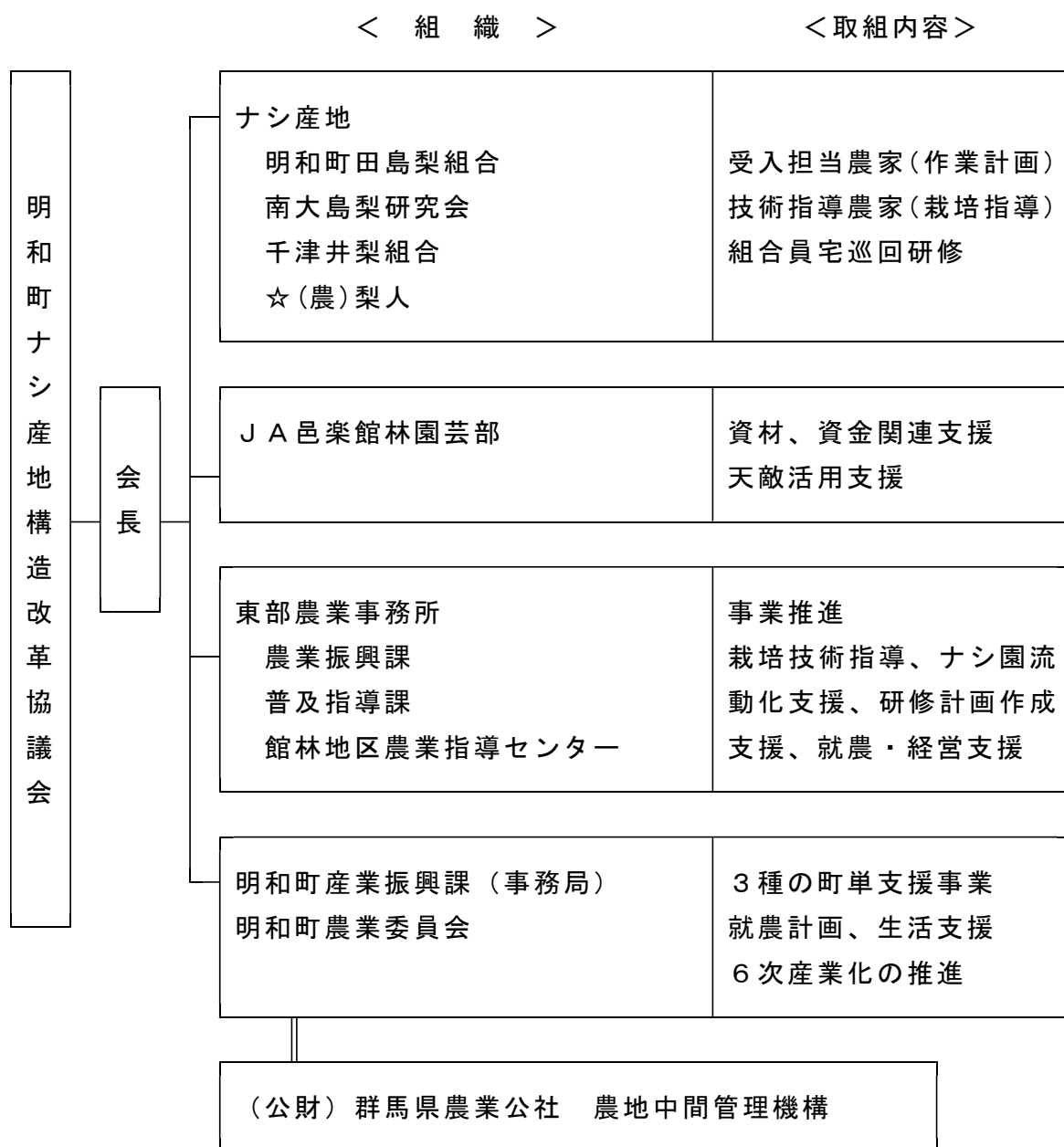


2 産地の合意体制

明和町ナシ産地構造改革協議会（平成19年3月22日設置）は、担い手育成と産地活性化を図り、ここに令和2年12月新たな産地構造改革計画を策定した。

(1) 構成／ナシ協議会の体制図

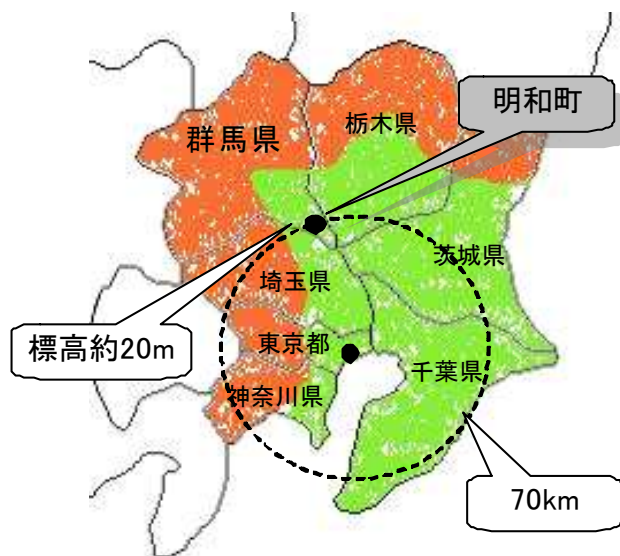
産地活性化を図るため、以下の関係者からなる体制で事業等を推進する。



※ P 13 規約第3章参照

(2) 産地の概要・範囲

明和町は、東京から70km圏内で群馬県の東南端に位置し、面積1,964ha、標高17～21mの平坦地である。気候は平均気温14.9℃、年間降水量約1,200mm、年間日照時間が2,000時間と長く比較的温暖である。（前橋地方気象台、アメダス館林市データ）。南に利根川、北に谷田川が流れ、米麦二毛作や冬期の日照時間を活用した施設キュウリ等の栽培が盛んであり、特産物としてはナシ、ブドウ、モモ、シクラメンがある。



ナシ栽培は明治時代から始まり、昭和

40年代の最盛期には、栽培面積約40ha、農家戸数約100戸の産地であったが、後継者不足により現在では約9ha、農家数23戸と減少している。ただし、これまでの取組により近年は栽培面積及び農家数とも微増傾向である。

産地の範囲は明和町全域である。

(3) 対象農家

町内23戸全農家がナシ協議会の構成員となっている。

生産組織は田島梨組合、南大島梨研究会、千津井梨組合の3組織がある。

(4) これまでの活動経過

平成17年に梨組合役員と産地の方向性について協議し、生産者全員にアンケート調査を行った。その結果、産地は維持したいが地域内では後継者が期待できないことが浮き彫りになった。そこで、東部農業事務所普及指導課と明和町では新規参入者を研修生として受入・育成して後継者とすることを提案した。

平成19年3月にナシ産地協議会を設立し、「明和町ナシ産地就農マニュアル」を作成した。現在は内容を見直しVer2を活用している。

これまでナシ園の流動化、研修体制、新規参入者の育成等、多くの課題を「ナシ園は伐採・放任せずに後継者へ！」を合言葉に協議会が中心となって進めてきた。



明和町ナシ産地 就農マニュアル Ver. 2

「ナシ栽培に挑戦してみませんか！」



平成22年11月
明和町ナシ産地構造改革協議会

写真1 就農マニュアル

3 めざすべき産地の姿

(1) 産地の理念

当梨産地の栽培歴史は古く、120年以上前（明治時代初期）からナシ栽培が行われてきた。全盛期（昭和40年代）の栽培面積、戸数共に約1/3にまで減少しているが、この傾向を打破すべく様々な活動を行ってきた。ナシ協議会として、新たな担い手の確保、離農者のナシ園の流動化、新たな販路開拓、6次産業化の実施、（農）梨人の設立支援を行ってきたところ、産地としての活気が生まれつつある。直売をメインに販売している当産地は、地元消費者からも評価をいただいております、多くの店舗が昼前後に完売状態である。今後は、ナシ産地協議会の活動を通じて、更なる担い手の確保、園地の流動化等を進めて、まずは産地面積10haを目指していくことが求められる。

(2) 人材・園地戦略に関する事項

ア 担い手の考え方

ナシ産地協議会は、ナシ経営をメインとした経営体の育成に務める。

明和町ナシ産地構造改革協議会の担い手の考え方は、下記①～5項目のいずれかに該当する農家を担い手とする。

- ①法人組織であること
- ②本人が60歳未満、または後継者がいること
- ③ナシ経営面積が20a以上であること
- ④認定農業者または認定新規就農者であること
- ⑤法人の構成員であること

イ 担い手数の目標

「ナシ産地の担い手」を令和7年度までに21戸を確保する。

表1 担い手農家の育成目標

（単位：戸）

	令和2年（現状）	令和5年（中間）	令和7年（目標）
担い手農家	19	20	21
うち新規参入者等	3	4	5
法人組織	1	1	1
認定農業者	4	4	5
認定新規就農者	1	2	2
人・農地プラン	4	4	5

ウ 担い手の育成・確保に向けた取り組み

ナシ協議会では、ナシ産地就農マニュアル（P3参照）を活用して新規就農者の育成を行ってきた。（農）梨人と連携してこの取組を継続していきたい。

エ 担い手への園地集積・集約化、円滑な経営継承に向けた取組

ナシ園の流動化を図り担い手への集約を図る。

維持する園：樹の経済寿命がある（経済性）

棚が老朽化してない、棚が低すぎない（作業性、生産性）

排水性が良好

廃園対象園：高樹齢及び樹勢が極めて弱い園

棚の修繕に費用がかかる園

排水不良園

表 2 担い手へのナシ園集積目標

（単位：ha）

	令和 2 年（現状）	令和 5 年（中間）	令和 7 年（目標）
全ナシ園面積	9.2	9.6	10.0
担い手の園地面積	8.7	9.1	9.6
担い手への貸借面積	1.1	1.3	1.5
園地貸出し農家数（戸）	4	5	6

表 3 維持する園地、改植園、新植、廃園するナシ園の面積目標

（単位：ha）

	令和 2 年（現状）	令和 5 年（中間）	令和 7 年（目標）
維持するナシ園 A	9.2	8.9	8.9
うち改植園累計	0	0.4	0.7
新植園累計 B	0	1.0	2.0
廃園累計 C	0	0.3	0.9
ナシ園合計（A+B-C）	9.2	9.6	10.0

ナシ園の集約と並行して、担い手及び（農）梨人の新植を積極的に支援する。

経営継承を円滑に進めるために、対象農家に対してナシ協議会として「経営継承相談会」を設け適切な支援を行う。

オ 雇用労働力の確保に向けた取組

各経営体は家族労働で賄える経営面積のため、雇用は必要としない場合が多い。

ただし、今後（農）梨人をはじめとする担い手の面積拡大に伴い、雇用確保の必要性が生ずることが予想される。人工授粉、摘果作業等はシルバー人材の活用を図り、（農）法人における年間雇用には研修生の受け入れ等により対応していきたい。

(3) 流通・販売戦略に関する事項

ア 消費者・実需者ニーズに応じた果実の供給

宣伝媒体を活用して現状の梨街道を中心とした直売方式を充実させ、農業体験にできる環境整備を行う。対面販売の有利性を活かし消費者の意向を的確に把握し品種構成やパッケージに配慮した販売形態を実践する。

また、実需者（加工業者）に対しては、現在販売している清涼飲料水「梨の雫めいわ」、梨ワイン「梨のほほえみ」向けに加工に適した品種を供給していく。

イ 多様な販売ルートの確保や新たな市場の開拓に向けた取組

当産地は、直売による販売が多数を占めるが、そのほかに農産物直売所、道の駅等有利販売を行える場所を確保する必要がある。また、インターネットによる販売、ふるさと納税返礼品の対応など取組を実施する。

ウ 流通の合理化、新たな流通体制の構築に向けた取組

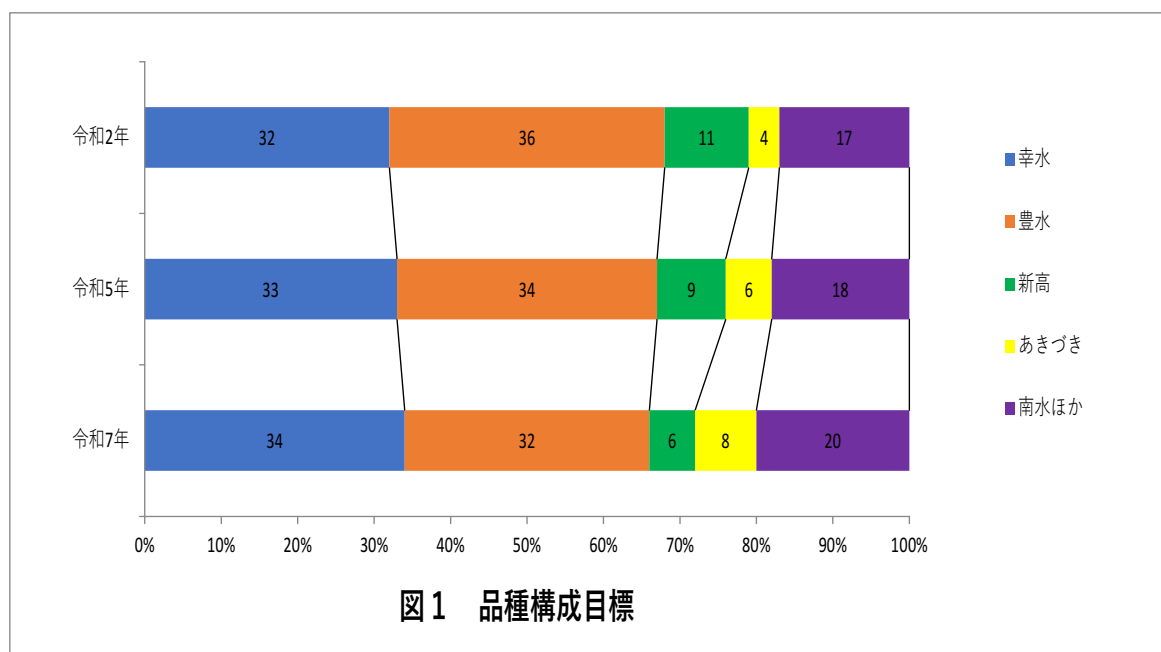
- ・贈答品の規格目揃いにより産地ブランドの向上を図る。
- ・プレミアム贈答品規格の設定に着手する。
- ・おすそわけ袋の導入により、新規顧客の獲得を図る。
- ・（農）梨人の直売所を拠点として、流通の合理化を図る。

☆感染症対策

対面販売のため感染症対策に万全を期し、安全安心の産地PRにつなげる。

(4) 生産戦略に関する事項

ア 生産を振興する品種（現状の品種構成と目指すべき品種構成）



【品種動向】

令和2年10月アンケート結果（回答農家：23名）

☆需要が高まっている品種（複数回答あり：単位 人）

辛水(8)、豊水(5)、あきづき(8)、南水(4)、秀玉(1)、秋麗(1)、他に「ナシ全般の需要がある」等

☆需要が低くなっている品種

新星、新高。ただし、ナシ全般の需要が高いため、これら2品種も生産を振興する品種という位置づけは令和7年まで変わらない。

表4 生産を振興する品種一覧

品目	品種名（優良系統含む）
ナシ	はつまる、香麗、愛甘水、筑水、寿新水、幸水、凜夏、あきあかり、ほしあかり、なるみ、秋麗、秀玉、豊水、新星、あきづき、南水、かおり、新高、甘太、王秋、にっこり 新興、松島 群馬2号、群馬5号

表5 収穫時期別の振興品種及び有望系統 ＜参考資料＞

品種・系統名	7	8月			9月			10月		
	下	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
はつまる		////								
香麗		////								
愛甘水		////								
筑水		////								
八里		////								
新水		////								
寿新水		////								
なつしずく		////								
幸水		////	////							
凜夏		////	////							
あきあかり		////	////	////						
ほしあかり		////	////	////						
なるみ		////	////	////						
秋麗				////	////					
秀玉				////	////					
豊水				////	////	////				
新星				////	////	////				
あきづき					////	////	////			
南水					////	////	////			
かおり					////	////	////	////		
新高					////	////	////	////	////	
甘太							////	////	////	////
王秋							////	////	////	////
にっこり							////	////	////	////
愛宕							////	////	////	////
新興（受粉樹兼）							////	////	////	////
松島（受粉樹）							////	////	////	////
群馬2号		////	////							
群馬5号				////	////					

イ 品種別栽培面積目標

表 6 品種別の栽培面積目標と構成比（品目：ナシ）

単位 面積：a、構成比%

	品 種	令和 2 年（現状）		令和 5 年（中間）		令和 7 年（目標）	
		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
振 興 品 目	はつまる	0	0.0	1	0.1	3	0.3
	香 麗	2	0.2	3	0.3	5	0.5
	愛甘水	2	0.2	2	0.2	2	0.2
	筑 水	2	0.2	2	0.2	2	0.2
	寿新水	1	0.1	2	0.2	4	0.4
	幸 水	291	31.5	317	33.0	340	34.0
	凜 夏	0	0.0	2	0.2	5	0.5
	あきあかり	2	0.2	3	0.3	4	0.4
	ほしあかり	0	0.0	1	0.1	2	0.2
	なるみ	0	0.0	2	0.2	4	0.4
	秋 麗	2	0.2	3	0.3	4	0.4
	秀 玉	3	0.3	4	0.4	6	0.6
	豊 水	331	35.8	326	34.0	320	32.0
	新 星	45	4.9	42	4.4	40	4.0
	あきづき	40	4.3	58	6.0	80	8.0
	南 水	29	3.1	29	3.0	30	3.0
	かおり	3	0.3	3	0.3	3	0.3
	新 高	104	11.3	86	9.0	60	6.0
	甘 太	7	0.8	9	0.9	16	1.6
	王 秋	2	0.2	2	0.2	2	0.2
	にっこり	24	2.6	26	2.7	28	2.8
	新 興	23	2.5	24	2.5	26	2.6
	群馬 2 号	0	0.0	2	0.2	4	0.4
	群馬 5 号	0	0.0	0	0.0	2	0.2
	小 計	913	98.8	949	98.9	992	99.2
振 興 品 目 以 外	八 里	1	0.1	1	0.1	0	0.0
	新 水	1	0.1	1	0.1	0	0.0
	なつしずく	4	0.4	4	0.4	4	0.4
	愛 宕	1	0.1	1	0.1	0	0.0
	松 島	4	0.4	4	0.4	4	0.4
	小 計	11	1.2	11	1.1	8	0.8
合 計		924	100.0	960	100.0	1000	100.0

表7 出荷量と販売金額の目標

	令和2年（現状）		令和5年（中間）		令和7年（目標）	
	販売量	販売額	販売量	販売額	販売量	販売額
ナシ	225	135,000	230	138,000	240	148,800
うち振興品種	222	133,500	227	136,500	238	147,600

ウ 労働生産性の向上に向けた取組

- ①適正な整枝剪定
- ②品種特性にあった人工授粉の実施
- ③農薬使用回数の低減

交信かく乱剤（性フェロモン剤）の継続利用

- ④安全・安心への取り組み

生産履歴、農薬飛散防止対策等

- ⑤GAP導入の準備

- ⑥「樹体ジョイント仕立て」栽培



写真2 性フェロモン剤の設置

樹体ジョイント栽培のメリット 作業の単純化、剪定の簡略化 側枝の均一化 防除効率の向上 早期収量確保 ∴新規参入者向きである	樹体ジョイント栽培の留意点 苗木購入費の増加 植付け作業時間増加 接木作業時間の増大 （接木技術の習得） 苗木の育成期間確保
--	--

表8 樹体ジョイント仕立て普及目標

	令和2年 （現状）	令和5年 （中間）	令和7年 （目標）
面積(a)	117	140	150

「斜立ポット育苗による苗木の均一化」

樹体ジョイント仕立てにおいて、慣行の「地植え直立育苗」は、接木時の誘引角度が大きくなるため、幹折れしやすいという課題がある。そこで、ポット育苗で苗に一定の角度をつけて管理する「斜立ポット育苗」の実証ほ設置により優位性を確認することができたので普及推進する。



写真3 ジョイント育成園



写真4 斜立ポット育苗実証ほ

エ 生産資材の安定確保に向けた取組

- ・花粉：近年は開花期の天候が安定しない年が多く、また輸入花粉の発芽率は一般的に高くないため、自家採種した花粉の冷凍貯蔵を推奨している。実施農家はまだ少数であるが、全農家に普及していきたい。
- ・天敵：本年5月、コロナ禍の影響によりミヤコカブリダニの輸入が危ぶまれた。事なきを得たが、これを教訓に最終目標を「土着天敵の活用」として不測の事態に備えたい。

オ 今後導入ならびに普及推進すべき新技術

①天敵活用によるハダニ類防除技術

ナシ協議会では平成28年にミヤコカブリダニを用いたハダニ類対策に着手し、現地実証ほを設置し普及推進を図ってきた。令和2年は10戸、341aのナシ園で導入され良好な結果を得ている。温暖化への対応とIPMの観点から継続して推進していきたい。

表9 天敵導入農家戸数の目標

	平成28年	令和2年 (現状)	令和5年 (中間)	令和7年 (目標)
戸数(戸)	2	10	12	13
面積(a)	20	341	400	450

②スマート農業、品質向上へ向けた新技術

表10 新ツール及び技術の導入目標

単位：戸

導入する技術等	令和2年 (現状)	令和5年 (中間)	令和7年 (目標)	備考
電動ハサミ	1	3	5	
アシストスーツ	0	2	3	
非破壊糖度計	1	2	3	
スマートフレッシュ処理	0	1	1	対象は法人※

※輸出を視野に入れた取組

(5) 輸出戦略に関する事項

ア 輸出に関する基本的な考え方

当産地のナシは、各農家の直売所において完売している状況から、「輸出」を視野に経営を行っている農家は極少数である。必要性、緊急性は感じていないものの、特に若手農家への意識付けは将来経営と産地の活性化に有効に働くと思われるため推進していきたい。

イ 輸出促進に向けた取組

(農) 梨人の販売戦略の1つとして輸出を位置づけ、ナシ協議会はサポート体制を構築して産地のイメージアップにつなげる。

令和2年11月に講師を招き、(農) 梨人は輸出に関する勉強会を開催した。

(6) 自然災害等のリスクへの対応に関する事項

ア 産地において特に対応すべきリスクとその対応方針

①自然災害

明和町のナシ産地は、過去に雹害、凍霜害により大被害を受けたことがある。

雹害には多目的防災網の設置、凍霜害には防霜ファンの設置が有効であるため、導入を推進していきたい。

②盗難対策

盗難の被害規模は戸別、年別で異なるものの、毎年収穫時期に盗難被害が発生している。防犯ブザー等の設置を推進するとともに、防犯設備協会と連携して盗難防止に努めたい。

③鳥獣被害対策

収穫放棄果実や摘果果実がタヌキ、アライグマ、ハクビシン等の餌とならないように適切な処理を行う。また、園周りの整備、ネットの修繕を行い侵入経路を絶つようにする。

今後は空き家対策も併せて実施する必要があると思われる。

鳥害対策は防鳥ネット等で対応する。



写真5 ナシ園侵入を試みるハクビシン

イ 所得安定に関する対策（セーフティネットへの加入促進に関する方針）

ナシ協議会では、生産者の所得安定を図り、毎年農業共済組合と連携して研修会を行ってきたが、保険加入率を向上させることができなかった。令和元年、新たな制度である「収入保険」を樹体ジョイント栽培実施者に対して進めたところ１戸が加入した。補償内容が優れ、加入方法が選択できる収入保険を推進していきたい。

表11 収入保険等への加入戸数目標

	平成30年	令和元年	令和２年 （現状）	令和５年 （中間）	令和７年 （目標）
戸数（戸）	0	1	2	4	5

「明和町のナシ園は伐採・放任せずに後継者・担い手へ！」

これを合言葉に、お客様に支持される安全安心なナシ作りに努め、
産地規模は小さくとも、オンリーワンのナシ産地をめざす

4 参考資料

(1) 町単事業

明和町では町の特産物の新興と新規参入者等の受入による担い手確保に向けて、下記3種の町単支援事業を平成20年4月策定した。

①農業新規参入助成事業※

町外出身者で農業に新規参入する者に対し、5万円/月、最長3年間の助成。

(※現在は次世代人材投資事業を活用しているため予算化していない。)

②果樹園流動化促進事業補助金

果樹園貸借料を1/2補助(上限3万円/10a)。

③果樹園芸施設整備補助金

果樹園整備に要する経費の一部を助成。

既製果樹園整備の場合は上限20万円、新設は上限40万円。

(2) 先進地視察実績

年度	視 察 先	内 容
平成 26	果樹研究所、茨城県八千代町	ナシの品種開発、先進農家事例調査
27	栃木県農業試験場、芳賀町	根圏制御栽培法、先進農家事例調査
28	茨城県下妻市	「下妻の梨」のブランド化
28	埼玉県白岡市	斜立ポット育苗のポイント
29	埼玉県農業技術センター、市川市	ハダニ類防除対策、ブランド化
30	福島県農業総合センター、福島市	草生栽培等研究事例調査、法人経営
令和 元	茨城県農業総合センター、石岡市	黒星病防除のポイント、先進農家



写真6 「下妻の梨」視察
平成28年7月



写真7 福島県農業総合センター視察
平成30年7月

明和町ナシ産地構造改革協議会規約

(趣旨)

第1条 明和町におけるナシの目指すべき具体的な目標を定めた「明和町ナシ産地構造改革計画（以下「構造計画」という。）」を策定・推進するため「明和町ナシ産地構造改革協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(策定事項)

第2条 協議会の策定事項は次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の達成状況とその評価に関する事項
- (3) 計画の変更に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は次の機関をもって構成し、必要に応じて関係機関の出席を求めることができる。

- (1) 明和町田島梨組合
- (2) 南大島梨栽培研究会
- (3) 千津井梨組合
- (4) 明和町役場
- (5) J A 邑楽館林園芸部
- (6) 東部農業事務所
- (7) 農地中間管理機構

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、会計1名、会計監査2名
会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は必要に応じて会長が招集する。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため事務局を明和町産業振興課に置く。

(会計)

第7条 会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第8条 この規約に定めたもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会で定める。

(附 則)

この規約は、平成19年3月22日から施行する。

一部改正 平成23年4月1日

一部改正 平成23年7月25日

下線部改正 平成29年2月20日